

平成14年7月25日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第5号

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針(その2)(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成14年2月21日に企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」を公表しております。当委員会では、これらの会計基準及び適用指針の公表後、当該会計基準及び適用指針の公開草案に対して寄せられたコメントのご要望等に基づいて、当該会計基準及び適用指針で取上げなかった項目に関して追加して実務上の指針を検討してまいりましたが、平成14年7月23日開催の第17回企業会計基準委員会において、標記の適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがありましたら、平成14年8月30日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があることを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：t_stock@asb.or.jp

FAX：03-5561-9624

お問い合わせ先：03-5561-8449

本公開草案のすべての事項がコメントの対象となりますが、特に以下の諸点に関するコメントをお寄せ頂ければ幸いです。なお、以下の3.及び4.については、検討の段階では両案ともに支持する意見があったため、さらに慎重を期す上で、両論併記としております。

(財)財務会計基準機構の許可なく複写・転載等を禁じます。

本公開草案の概要及び論点

1. 自己株式の取得及び処分の認識時点 - 第4項から第5項

本適用指針では、自己株式を現金を対価として取得する場合、その取得は、対価を支払うべき日に認識し、新株発行の手続を準用した方法による自己株式の処分については、対価の払込期日の翌日に認識することとしている。

これは、「自己株式等に関する会計基準」においては、自己株式の取得及び処分を、資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有すると位置付けており、その会計処理との整合性からは、自己株式の取得及び処分の認識については、資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有する類似の資本取引（有償消却及び新株発行）の認識に準じる方法が適切であると考えたことによる。

2. 自己株式の無償取得の会計処理 - 第6項から第7項

本適用指針では、自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理することとし、従来みられた処理（取得時の時価で自己株式を認識し、同額を利益に計上する方法）と異なる処理を定めている。

これは、自己株式を無償で取得しても、取得した会社にとっては資産が増加せず、贈与した株主が有していた持分が他の株主へ移転しているのみであることを主な理由とする。

3. 吸収合併に関連する自己株式の会計処理(抱合せ株式に合併新株を割当てた場合) - 第8項

本適用指針では、吸収合併において、抱合せ株式（合併会社が保有する被合併会社株式）に合併新株を割当てた場合、自己株式の取得を認識した上で、合併後は資本の控除とする方法（第一案）と、被合併会社株式の簿価の消滅を認識し資本勘定から減額した上で、合併新株（自己株式）については数のみの増加として処理する方法（第二案）の二つの案を提示し、どちらの案がより適切かについてコメントを求めることとした。

第一案については、抱合せ株式への合併新株の割当てにより、両者は交換されたと考えられるため、その財産としての価値を反映した会計処理を採用すべきことを主な理由とする。第二案については、抱合せ株式の簿価は、被合併会社純資産のうち合併会社が合併に先立って取得していた部分に対応しており、合併に伴って消滅すべきものであることを主な理由とする。

4. 吸収合併に関連する自己株式の会計処理(被合併会社の保有する当該会社の自己株式に合併新株を割当てた場合) - 第9項

本適用指針では、吸収合併において、被合併会社の保有する当該会社の自己株式に合併新株を割当てた場合、合併会社の自己株式の取得を認識した上で、合併後は資本の控除とする方法（第一案）と、被合併会社の保有する当該会社の自己株式は合併会社に引継がず消滅させた上で、合併新株（自己株式）については数のみの増加として処理する方法（第二案）の二つの案を提示し、どちらの案がより適切かについてコメントを求めることとした。

5. 吸収合併に関連する自己株式の会計処理(被合併会社の保有する合併会社の株式) - 第10項

本適用指針では、吸収合併において、被合併会社が合併会社株式を保有する場合、合併の会計処理により付された金額で、合併後は自己株式として認識することとしている。

6. 子会社及び関連会社が保有する当該会社の自己株式に関する連結財務諸表における取扱い

- 第11項から第16項

本適用指針では、連結子会社による当該連結子会社の自己株式の少数株主からの取得及び少数株主への処分は、それぞれ親会社による子会社株式の追加取得及び一部売却に準じて処理することとしている。また、連結子会社が、保有する自己株式を消却した場合については、連結貸借対照表上、資産、負債及び資本の変動は生じないこととしている。さらに、持分法の適用対象となっている子会社及び関連会社が保有する自己株式に関する取扱いについては、連結子会社の場合に準じて会計処理を行うこととしている。

これは、連結子会社が自己株式の取得及び処分を行った場合、少数株主への払戻し及び少数株主からの払込みにより、親会社の持分比率が増加及び減少するため、親会社による子会社株式の追加取得及び一部売却と同様に扱うことができると考えたからである。

なお、本適用指針で提案する処理では、子会社及び関連会社の自己株式の取引に重要性がない場合、実務上処理が煩雑になることも想定されることから、何らかの簡便的な取扱いを認めるべきであるとの意見もある。本適用指針では、特に簡便的な取扱いを示していないが、この点についても、コメントを求めたい。

以 上